

介護老人保健施設おおあらい

指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人渡辺会が設置する介護老人保健施設おおあらい（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所療養介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養介護の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所療養介護の提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定短期入所療養介護〔指定短期入所療養介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切

かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 7 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスの受けられるよう、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設おおあらい
- (2) 所在地 茨城県東茨城郡大洗町大貫町 1 2 1 2—1 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤従業者)
管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上
医師は、利用者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。
- (3) 薬剤師 0.3名以上 (非常勤)
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
- (4) 看護従業者 10名以上
看護従業者は、医師の指示に基づき利用者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。
- (5) 介護従業者 24名以上
介護従業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
- (6) 支援相談員 2名以上
支援相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導などを行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
- (8) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(9) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、(介護予防)短期入所療養介護計画の作成に関する業務にあたる。

(10) 歯科衛生士 1名以上

歯科衛生士は、利用者の口腔ケア、従業者への口腔ケアに係る技術的助言や指導、歯科医師との連絡・調整、歯科受診時のサポート、口腔機能評価・訓練等を行う。

(11) 介護助手 1名以上

介護助手は、ベッドメイキング、食事の配膳・下膳、食器洗い、利用者の衣類等の洗濯・乾燥・たたみ・収納等、身体介護を伴わない業務を行う。

(12) 事務員 1名以上

事務員は、電話対応、窓口会計、来客対応、介護報酬請求業務、利用者への請求書作成、郵便物やメール便授受等を行う。

(指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、本体施設の定員100名以内とする。

(指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容)

第6条 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容は、次のとおりとする。

(1) 医療及び看護

利用者の健康管理、心身の状況の把握を行う。

(2) 医学的管理下における介護

- ・【入浴】1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行う。
- ・【排泄】介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行う。
- ・【着替え】介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行う。
- ・【移動、移乗】介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行う。
- ・【服薬介助】介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行う。

(3) 食事の提供

食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行う。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行う。

(4) 栄養管理

栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を行う。

(5) 機能訓練

- ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- ・利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行う。

(6) 相談及び援助

利用者及び家族の抱える不安や生活上の悩みに対し、支援相談員等が適切な助言や援助を行う。また、在宅復帰に向けた地域の保健医療・福祉サービスとの連絡調整を支援する。

(7) 送迎

事業所が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行う。

但し、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがある。

※各種加算の算定を受ける場合は、別紙を参照とする。

(利用料等)

第7条 指定短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 450円 昼食 670円 夕食 670円

4 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

多床室 440円/日

従来型個室 2,030円/日

5 特別な療養室の提供に要する費用（個室料） 500円/日～3,700円/日

- 5 理美容代 1, 300円/回～
- 6 その他、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 7 第4項及び第5項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第4項及び第5項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第5項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の利用者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- 8 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 9 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 11 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、大洗町、水戸市、ひたちなか市、茨城町、鉾田市とする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第9条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛

生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 指定短期入所療養介護事業所〔指定介護予防短期入所療養介護〕において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条 従業者は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告するものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第12条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（協力医療機関等）

第13条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 事業所からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 利用者の病状が急変した場合等において、事業所の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第15条 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指

導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年2回以上）
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由（切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結

果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第21条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設ける。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供

を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人渡辺会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。